

施設等利用給付認定申請エントリーシート

各確認項目をよく確認し、「□」にチェックし、保護者署名欄にご署名をお願いします。

●申請児童1名につき1枚ずつ記入してください。

【記入項目A-1】申請者全員に共通する特に重要な事項です。

区分	確認項目 ※ここでいう「無償化給付」とは、「施設等利用給付」のことを指します。	分かりました
全員確認	リーフレット「幼児教育・保育の無償化」を確認し、内容を理解しました。	<input type="checkbox"/>
	虚偽の申請をした場合は、認定を取り消します。一度認定された場合でも、認定が無効となります。	<input type="checkbox"/>
	提出書類等で不明な点について、職場やご家庭等に電話してお聞きする場合があります。	<input type="checkbox"/>
	申請書に不足の書類がある場合は、市の指定する締切日までに提出してください。締切日後に提出された書類は、次の審査対象になります。	<input type="checkbox"/>
	施設等利用給付認定の申請をされても、教育・保育給付認定は変更できません。変更がある場合、別途「変更申請書(兼)内容変更届」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	実費徴収(遠足代、制服代等)については、無償化給付の対象とはなりません。	<input type="checkbox"/>
	申請後、住所、家族構成に変更があった場合は(新2号・新3号は就労状況等が変更した場合も)、各月の期限までに「認定変更申請書(兼)内容変更届」を提出してください。届出を怠ったり、遅れたりした場合は、認定取消や、さかのぼって支払い済の給付費の返還命令などを行うことがあります。※期限:変更希望の前月10日までに市役所又は在園施設に提出(認可外保育施設等利用者は市に直接提出のみ)(4月変更分は施設・市ともに別途締切日を設けます。)	<input type="checkbox"/>
	越谷市から転出した場合には、無償化給付を転出先の市町村から受けることとなります。すみやかに越谷市と転出先の市町村へお知らせください。	<input type="checkbox"/>
	新制度幼稚園、従来型幼稚園、認定こども園(教育部分)、認可外保育施設等に在園している場合の預かり保育料(利用料)については、保育を必要とする事由(月64時間以上就労等)が必要です。施設等利用給付認定の新2号・新3号を申請してください。	<input type="checkbox"/>
	認定事務が集中し審査等に日時を要する場合があります。認定希望日の前日までに審査結果をお知らせします。(子ども・子育て支援法第30条の5第5項)	<input type="checkbox"/>
	「幼稚園の標準的な保育料」、「越谷市内認定こども園の預かり保育料」及び「プラス保育幼稚園の預かり保育料」は、施設が料金の一部を立て替えるため、差額分のみ施設に支払うこととなります。	<input type="checkbox"/>
「プラス保育幼稚園以外の預かり保育料」、「越谷市外の新制度幼稚園、従来型幼稚園、認定こども園(教育部分)の預かり保育料」及び「認可外保育施設等の利用料」は、この申請を行っただけでは無償化給付を受けることができません。別途お知らせする給付請求が必要です。	<input type="checkbox"/>	

※全員記入
保護者
署名
本エントリーシートの記載事項を確認しました。
年 月 日
保護者氏名(自署) _____

【記入項目A-2】新2・3号申請者が該当のチェックです。

区分	確認項目 ※ここでいう「無償化給付」とは、「施設等利用給付」のことを指します。	分かりました
新2・新3号のみ確認	預かり保育の無償化給付を受けるには、施設等利用給付認定の新2号・新3号を受けていることが必要です。退職など状況が変わった場合、認定期間が変更となります。認定期間を満了した場合、無償化給付の対象外となります。	<input type="checkbox"/>
	保育を必要とする事由を満たさなくなった場合、新制度幼稚園、従来型幼稚園、認定こども園(教育部分)に在園している場合の預かり保育料は、翌月から「園の定める金額」がかかります。	<input type="checkbox"/>
	認定希望日(施設利用開始日)現在で、「企業主導型保育事業」の利用がある場合や、「保育認定を受けて認可保育施設を利用している」場合は、この認定の申請はできません。(退園が必要です。)	<input type="checkbox"/>
	(0歳～2歳児のみ)非課税世帯のみ無償化給付を受けることができます。	<input type="checkbox"/>
	(0歳～2歳児のみ)家族構成の変更、市民税額の変更などにより、非課税世帯でなくなった場合、認定取消となります。非課税でなくなった翌月から「保育料」及び「預かり保育料」がかかります。	<input type="checkbox"/>

保護者
署名
本エントリーシートの記載事項を確認しました。
年 月 日
保護者氏名(自署) _____

※裏面があります。必ず確認してください。

【記入項目B】転入予定で申請をする場合、記入してください。

越谷市への転入を予定している方

以下のとおり越谷市に転入しますので、施設等利用給付認定を申請します。
 なお、施設等利用給付認定希望日前月末までに転入(住民登録の異動)ができなかった場合には、認定が取り消されても、異議はありません。

年 月 日

保護者氏名(自署) _____

提出時点での住所				
転入後の住所	越谷市			
転入予定日	令和 年 月 日			
同居予定者	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄
	申請児童	本人		
		父		
		母		
※住所を共にしている場合に限らず、同居する全ての方を記入してください。				

【記入項目C】新2・3号申請者で該当する場合、チェックしてください。

求職中・就労内定の方、保育認定の基準を満たしていない方

求職中の方は、1か月以内に就労することが条件となります。
 また、就労内定の方や、施設等利用給付認定の基準を満たしていない方(例:月64時間に満たない就労をしている等)も、基準を満たす就労等をした後、就労証明書等を再度提出する必要があります。

このため、認定期間は3か月です。

継続して施設等利用給付認定を受けるためには、認定月の翌月15日までに就労証明書等を以下の提出先に提出してください。

- ・幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用している方…在園施設又は保育入所課
- ・上記以外の施設(越谷市外施設含む)を利用している方…保育入所課

わかりました(チェックしてください)

育児休業中で申請の方(病気休暇中で、復帰を前提に申し込む場合を含む)

育児休業中等の申請は、認定された月の翌月14日までに職場に復帰することを前提にしています。

認定された月の翌月末までに、育児休業の終了が明記された復職証明書を以下の提出先に提出してください。

- ・幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用している方…在園施設又は保育入所課
- ・上記以外の施設(越谷市外施設含む)を利用している方…保育入所課

わかりました(チェックしてください)

出産要件で認定を受ける方(産前産後休業・育児休業から復帰する場合を除く)

出産要件の方の施設等利用給付認定期間は、出産予定月を基準に前2か月から、出産日を基準に後8週の翌日が属する月末までとなります。

継続して認定を希望する場合は、就労等の要件で改めて申請を行います。

※「育児休業継続利用要件」にはつながりません。

わかりました(チェックしてください)